

日高市役所 都市計画課

日高市役所都市計画課では「住み続けたい」と思えるまちづくりに取り組んでいます。

今回は、屋外広告物の設置や建築物を建てる際の審査、企業誘致について紹介します。

（建築指導・開発指導担当）

日高市では条例に基づき、看板などの屋外広告物の掲出に関する事前相談や審査、違反広告物の指導を行っています。

屋外広告物の掲出には要件があり、許可の申請や許可手数料が必要になるものもあります。

掲出される屋外広告物の事前相談や審査を行うことで、良好な景観を維持する基準を満たしているか、安全面においても配慮されているか確認させていただいております。

また、掲出された屋外広告物の安全性が保たれているか、台風や突風などで飛ばされることがないか、市民の皆さんの生活の安全を守るため、定期的にパトロールを実施しています。

今後も日高市の景観維持のため、そして市民の皆さんの生活の安全を守るため、ご協力いただきますようお願いいたします。

都市計画のルールは安全で住みよいまちづくりを進めるために大切です。建築物を建てる際にも基準があり法や条例により定められています。私たちが住んでいるまちでは、建てられるものなどが制限されており、建築・開発などの審査を行うことにより良好なまちづくりに繋がります。

（計画推進・企業誘致・住宅政策担当）

企業誘致について紹介します。

日高市では、埼玉県内市町村において、いち早く企業誘致担当を設置して、首都圏中央連絡自動車道の圏央鶴ヶ島インターチェンジと狭山日高インターチェンジから約1kmの範囲において、企業誘致を推進しています。

インターチェンジ近接による交通アクセスの良さ、災害に強い環境を生かして、多くの企業を誘致してきました。

これまでに100社を超える企業が操業を行ったことで、税収や市民の雇用の場の増加に寄与しました。

今後も企業誘致を推進することで、日高市に住み続けたいと感じられるように全力で取り組んでまいります。

その他の都市計画課での取り組みについては、今後も定期的に発信してまいります。



問い合わせ先

日高市：日高市役所 3 階都市計画課

電話：042-989-2111